

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（506））
2. 日時：平成29年11月27日 13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他11名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、11月7日に提出のあった「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」を用いて、「43条 重大事故等対処設備」について、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 重大事故防止設備、重大事故緩和設備又はそのいずれでもない設備の分類において、先行プラントと異なる分類をしている設備については、その理由を記載すること。
 - 「建屋」、「建屋等」の「等」及び「地下トレンチ」の分類について、例えば、建屋ではなく「等」に位置付けている格納容器圧力逃がし装置格納槽は、他の記載で「その他建屋」に分類されるなど整合していないため、これらの分類を再整理するとともに、分類した設備の対象範囲を図示すること。
 - 内部溢水に関する防護方針について、先行プラントも参考にしながら、東海第二の設備の特徴を踏まえた方針を記載すること。
 - 可搬型重大事故等対処設備の接続口について、接続口の位置を屋内、建屋面及び屋外と分類しているが、現在の分類では建屋面の接続口は原子炉建屋東側接続口のみであり、設計方針である「異なる建屋面の隣接しない位置に（中略）複数箇所設置する」と整合しないため、分類を再整理し、設計方針の記載を見直すこと。
 - 東海第二の特徴として、「基準津波を超え敷地を遡上する津波」を考慮することとしていることから、考慮する自然現象としている「津波」に加えて「基準津波を超え敷地を遡上する津波」を追加することを検討すること。
 - 可搬型重大事故等対処設備の設計方針について、原子炉建屋原子炉棟内と同棟外で、同じ方針を記載しているが、屋外の可搬型重大事故等対処設備で、中央制御室から操作を行う設備はないことから、記載を適正化すること。

- アクセスルートについて、「迂回路等も考慮して複数のアクセスルートを確保する」としているが、技術的能力 1.0 共通事項での方針は、迂回路等ではなく、同等の位置づけのルートを複数設定するとしていることから、事業者内で方針を統一すること。また、この他、技術的能力 1.0 共通事項でもアクセスルートに対する指摘を出しているため、その修正を 43 条側にも反映すること。
- 本来の用途以外の用途として、通常時に使用する系統から切替えて使用する設備の設計方針を記載しているが、技術的能力 1.0 共通事項において、対象となる設備はないと整理していることと矛盾するため、事業者内で方針を統一すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・なし